

書評

Andrei Marmor,
*Social Conventions:
From Language to Law.*
Princeton University Press, 2009.

角谷直紀

1. 全体の構成

本書は、われわれの社会的生活のほとんど至る所に見出される規約を一般的に特徴づけ、その定義をいくつかの具体例に適用することによって、その定義の理論的な有用性を示すことを試みたものである。本書は、大きく分けて二つの部分からなる。第1章から第3章までの第一の部分で、規約の本性についての一般的な説明が提示される。第4章から第7章までの第二の部分で、この説明が、言語、道徳、法の領域に適用される。本稿では、評者自身の関心から、規約の本性についての一般的な説明を提示する第1章から第3章までの部分と、この説明を道徳の領域に適用する第6章を中心的に取り上げ、紹介することにした。

2. 規約の本性

第1章で、規約は、恣意性を持つ、規範の一種として定義される。規範は、人間の行為を統制する（あるいは構成する）規則のことを指している。ここで言われる恣意性は、さらなる二つの条件からなる。一つは、その規則に従う集団にとって基本的に同じ目的を達成しうるような代替的な規則が存在することだ。もう一つは、ある人が規則に従う理由が、関連する集団の中で他の人も同じ規則に従うという事実に依存することだ（「遵守依存的な理由の条件」）。この定義が、先行研究の不備を指摘しつつ、明確化され、擁護される。

先行研究の一つとして、デイヴィッド・ルイスによる規約的規則の説明が取り上げられる。ルイスによれば、規約的規則は、頻発する協調問題に対する規範的な解決である。それは、次のようなものだ。ある状況において、すべての行為者が、自分自身の選好よりも他の行為者と一致する行為を強く選好する。このとき、関連する行為者の数が多すぎるために単純な同意を得られない場合がある。しかし、その場合でも、規約に従うことによって、それらの行為者の間で一致した行為が保証されうる。このようなタイプの規約は、著者によって「協調の規約」と呼ばれる。具体的な例として、車で道路の右側を走行するこ

と、男性がパーティーでスーツとネクタイを着用することなどが挙げられている。

第2章で、ルイスが同定したタイプの規約に加えて、「構成的規約」と呼ばれるもう一つの重要なタイプの規約が存在すると提案される。そのような規約の主な機能は、社会的実践を構成することだ。それは、同時に、それらの実践の中で行動を統制する。社会的実践には、規約的实践と制度的実践という二つのタイプがあるとされ、ここでは、前者が集中的に論じられる。著者は、チェスと芸術のジャンルを例にとり、構成的規約の一般的な特徴づけを試みている。五つにまとめよう。

構成的規約の一つ目の特徴は、関連する規約に従う例としてのみ意味をなす（評価される）ような行為のタイプを構成することである。ただし、この実践は規約に従うことに尽きるわけではなく、人間のさまざまな社会的・心理的必要をその背景条件として持つ。そして、構成的規約は、それらの必要に敏感である傾向がある。それにもかかわらず、次の二つの事実によって、それは恣意的である。一つは、実践を構成する規則の内容が、それらの必要によって完全には決定されないことだ。もう一つは、構成的規約に従う理由が、遵守依存的な理由であることだ。

構成的規約の二つ目の特徴は、規則の体系の部分形成することである。これは、社会的実践のほとんど必然的な複雑性の一側面であり、単一の規則による社会的実践であるようなものは基本的には存在しないとされる。これに対して、協調の規約は、たとえば受話器を取ったときに「もしもし」と言うという規約のように、規範の体系の相互関係的な部分を形成することなく、特定の協調問題を解決するとされる。

構成的規約の三つ目の特徴は、専門家と非専門家の複雑な分業を許容することである。専門家とは、彼らの実践と自己理解がかなりの程度まで規約を決定するような人々であり、非専門家とは、規約についてより部分的な知識しか持たず、それらの内容に対してそれほど強い影響力を持たない人々である。協調の規約の場合は、この境界線はそれほど明らかではなく、専門家の役割があるとしても、それは非常に限られるとされる。

構成的規約の四つ目の特徴は、外的な価値だけでなく、規約的实践それ自体によって構成される内的な価値によって部分的に影響されるような、解釈と再解釈の恒常的なプロセスの中にある傾向を持つことである。協調の規約は、それによって特定の協調問題を解決するという状況が恒常的である限り、変化する傾向を持たない。

構成的規約の五つ目の特徴は、経路依存性・歴史依存性を持つことである。構成的規約は、長い時間を経て次第に発展する傾向がある。そして、その歴史は社会的に意味を持つ傾向がある。規約的实践の歴史の理解は、典型的には、実践の本性、その本来の価値、そして、それを実践する人々にとってのその意味のよりよい理解に寄与する。ただし、

たとえばチェスのように、歴史が相対的に重要でない場合もあるとされる。

第3章で、浅い規約と深い規約の区別が存在するというアイデアが提示される。深い規約と浅い規約の違いは五つ挙げられているが、特に重要な点は、浅い規約は深い規約を例化するということだ。深い規約が存在しなければ、関連する浅い規約は出現することができない。そして、深い規約は、それらに対応する浅い規約が従われることによって非直接的に従われる。ただし、この例化関係は因果関係ではない。したがって、深い規約が浅い規約を「引き起こす」ということは間違いである。また、深い規約は、基本的な社会的・心理的必要に対する規範的な応答として出現し、われわれの社会的世界の中で相対的に基本的な機能を果たすとされる。したがって、それは大多数の浅い規約ほど恣意的ではない。しかし、恣意性の条件を満たす限り、それは依然として規約である。

3. 規約と道徳性の関係

第6章で、規約と道徳性の関係に焦点が合わせられる。著者は二つの課題を挙げる。一つは、われわれが持つかもしれない、社会的規約に従う道徳的理由の種類を調べることだ。もう一つは、深い規約を含め、規約が道徳的領域の中で果たすさまざまな役割を調べることだ。順に見ていこう。

まず、第一の課題について。問題は、社会的規約に従う道徳的理由がある場合があるかどうか、そして、もしあるなら、それはどのようなものか、ということだ。答えはこうなる。協調の規約に従う道徳的理由は、十分に存在しうるし、容易に説明されうる。構成的規約に従う理由の構造は、より複雑なものになる。ただし、どちらもそれほど普通のケースではない。

協調の規約から見ていこう。協調の規約に従うための道徳的理由が存在するかどうかという問いは、単に、その規約が解決するためにそこにある協調問題の種類と、関連する行為者が持つその問題に対する解決を探し求める理由の種類に依存する。これは、協調の規約の場合、最初の段階で規約を持つ理由と、特定の機会に規約に従う理由が、基本的に同じであることによる。協調の規約に従う道徳的理由があると言えるのは、次の場合だ。(1) 関連する行為者が、その協調問題を解決する（必ずしも主観的な選好に依存しない）道徳的理由を持つ。(2) 関連する行為者によって、その規約が一般的に従われることが、その協調問題を解決する手段である。(3) 関連する行為者にとって、その規約に従う理由よりも重要であるような、その代替的な規約に従う理由がない。(4) 関連する行為者にとって、その規約に従わない理由よりも重要であるような、その規約に従う理由がある。著者によれば、道路上で交通事故を避ける道徳的義務があり、したがって、車で道路の右（あ

るいは左)側を走行する道徳的義務がある。ただし、規約に従う理由は、大抵の場合、単に便宜の問題であり、それほど重要ではない。また、協調問題を解決する理由は、しばしば、道徳性とは関係がない。

構成的規約の場合、事態はより複雑になる。ある構成的規約に従う理由は、その規約によって構成される社会的実践に参加する理由によって条件づけられる。つまり、構成的規約に従う理由は、「ある人が、ある構成的規約によって構成される社会的実践に参加する理由を持つ場合にだけ、その人は、その構成的規約に従う理由を持つ」という形式を持つ。ここで、著者は二つの問いを立てる。一つは、われわれが、その社会的実践に参加する道徳的理由を持つような場合が存在するかどうかである。もう一つは、ある社会的実践に非自発的に参加することが、その社会的実践の規約に従う理由に影響を与えるかどうかである。一つ目の問いに対する著者の答えはこうだ。多分、そのような場合は存在するだろう。しかし、その具体例を挙げることは容易ではない。約束を守るという社会的実践は、その事例ではない。なぜならば、この実践を構成する規範は、代替的な規範を持たないからだ。著者が挙げる例は、他人に敬意を払うという市民性の深い規約を例化する、たとえば挨拶のような、市民性の浅い規約である。著者によれば、市民性の規約的实践に参加する理由は、多分、支配的な道徳である種類のものではない。しかし、道徳的意味を全く欠いているわけでもない。二つ目の問いに対する著者の答えはこうだ。代替的な手段を選択することがその行為者にとって実践的に可能でない場合でさえ、個人の選択は十分な理由に基づくことができる。したがって、構成的規約に従う理由の条件付きの本性と、ある特定の機会にそれらを回避することの実践的な不可能性は、矛盾しない。確かに、代替的な手段の利用可能性は、行為者の道徳的性格に対する評価に影響を及ぼしうる。しかし、それは、ここでの論点ではない。

次に、第二の課題について。問題は、規約が道徳的領域の中で果たす役割はあるかどうか、そして、もしあるなら、それはどのようなものか、ということだ。著者は、ここで、探求の課題をさらに二つに分ける。一つは、われわれの道徳的概念と道徳的感受性が形成される途中で深い規約と浅い規約が果たす役割を探求することだ。もう一つは、道徳的規約が存在する可能性を提案することだ。

まず、著者は、たとえば「無礼である」「親切である」のような、部分的に記述的な「濃い」道徳的概念に着目する。薄い道徳的概念とは、その記述的な内容を知っている場合にだけその語が含意する道徳的評価を理解することができるような概念である。そして、著者は、そのような評価的概念の記述的な内容の条件を満たすと見なされるものを決定するときに規約がしばしば役割を演じることを指摘する。さらに、それらの規約自体が深い規

約を例化する浅い規約であることも指摘される。その深い規約とは、外見によって他人に何らかの敬意を表すという市民性の規約である。深い規約は、われわれの社会的世界と人間の本性に深く染み込んだ関心を反映する傾向があり、われわれの社会的生活の中で相対的に基礎的な機能を持つ。著者によれば、この関連する規約的な背景がそれ自体で深い規約であることを理解することによって、その背景に対して現れる評価的概念をよりよく理解することができる。ただし、深い規約に（大抵の場合、非直接的に）従う実践が、単にその事実だけによって、道徳的に、あるいは何らかの仕方ですら正当化されるわけではない。規約に従う行為の道徳的な正当性は、最初の点で関連する規約を持つ理由に依存する。

次に、著者は、規約は一般的に言って道徳的規範ではないという事実にもかかわらず、ある意味で「道徳的規約」と呼ぶことができるような特殊なタイプの規約が存在すると主張する。トマス・アクィナスの自然法についての主張が引き合いに出され、そのような規約の役割はわれわれの社会の相互行為の中で抽象的な道徳的理想とそれらの具体的な実現の間を媒介することであるとされる。それは、道徳的価値と行為の道徳的理由が実践の中で例化される仕方を決定する。要するに、道徳的規約とは、道徳的に価値のある目的を達成するための適切な手段を特定するような規約である。著者は、慈善、友情、敬意を例にとり、そのような規約が持つ機能を詳細に説明する。第一に、規約は、しばしば行為に象徴的な意味を与える。第二に、規約は、そのような行為を必要とする特定の状況を決定する。第三に、規約は、それらの状況において必要とされる行為の種類を特定する。結果として、それは、それぞれの機会に各人が自分の行為の仕方について熟慮する必要を軽減する。ただし、道徳的規約に従う理由は典型的には弱い理由である。なぜならば、その規約によって例化される抽象的な価値は、しばしば他の仕方と同程度にうまく実現されるからだ。それは、非規約的な手段であるかもしれない。このことは、道徳的な理由が典型的には実践的な熟慮についての真剣な制限であることと矛盾しない。なぜならば、道徳的規約に従う理由を弱くするものは、関連する規範の道徳的側面ではなく、その規約的側面だからだ。したがって、もし、ある規約が道徳的規範であるならば、人はそれらが行為のための重要な理由を与えると期待することができる。

この章の著者の結論はこうだ。それらの本質において、規約とわれわれの社会的生活の道徳的側面は構造的に異なる。概して、道徳性は実践的な状況への理由の直接の適用である。規約的規範は理由の非直接的な適用であり、偶然的で経路依存的な一般的な遵守のパターンによって媒介される。大多数の規約は道徳性にほとんど関係せず、大多数の道徳的理由は規約的な実践に依存しないが、これらの領域の間に、ある重なり、あるいは結びつきが存在する。ある範囲では、社会的規約は道徳的に重要である。その重要性は、しばし

ば、規範が例化する深い規約の道徳的重要性に由来する。さらに、いくつかの規約は道徳的規約である。しかし、規約に従う道徳的理由は非常に限られている。そして、関連する道徳的関心が真剣であり重要で場合でさえ、道徳的規約によって創造される行為のための理由は典型的には弱い。

4. 終わりに

本書は、われわれの社会的生活のさまざまな側面に適用しうるような社会的規約の一般的な特徴づけを行うものとして非常に興味深い試みである。特に、協調の規約と構成的規約の区別、浅い規約と深い規約の区別を社会的規約の一般的な説明の中に位置づけた点は評価に値すると思われる。評者としては、規約と道徳性の関係を説明するとき道徳的な理由それ自体について詳細な説明が与えられていない点に不満は残る。しかし、それは本書の主要な関心事ではないだろう。本書の明快な議論を参照することは、規約に対して何らかの哲学的な関心を持つ者にとって有益であるに違いない。

[京都大学大学院修士課程・哲学]